

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成27年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	瓜破斎場自動扉保守点検業務委託	その他設備	ナブコドア(株)	3,259,440円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	平成27年度もと南港工場煙突除染解体撤去工事(その2)監理業務委託	監理	(株)協和設計事務所	12,830,400円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	南港管路輸送センター内機器等点検業務委託	その他保守点検整備	富士車輛(株)	10,659,600円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託(概算契約)	その他保守点検整備	(株)八釜製作所	4,125,205円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	西南環境事業センターほか2カ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム	2,006,640円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	東北環境事業センターほか2カ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	川重冷熱工業(株)	3,348,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	エレベータ設備	(株)日立ビルシステム	3,071,520円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	平成27年度面的評価システムデータ更新等業務委託	情報処理	中外テクノス(株)	3,261,600円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	平成27年度大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託	情報処理	富士通(株)	2,574,720円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成27年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	環境データ処理システム 保守管理業務委託	情報処理	レイシスソフトウェアサービス(株)	3,331,584円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	天六公衆トイレ清掃・管理業務	便所	東宝ビル管理(株)	1,263,924円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
12	環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	庁舎清掃	共同総合サービス(株)	1,885,680円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
13	環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通エフ・アイ・ピー(株)	2,018,520円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	もと環境学習センター別館設備保守点検業務委託	施設保守点検整備	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,413,800円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
15	平成27年度 粗大ごみ収集等申込受付業務委託	受付・案内	(株)エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト	197,438,681円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
16	UNEP国際環境技術センター設備保守点検業務委託	施設保守点検整備	三菱電機ビルテクノサービス(株)	7,588,080円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
17	平成27年度UNEP国際環境技術センター警備業務委託(概算契約)	施設警備	(株)コアズ	7,878,902円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
18	東南環境事業センター天然ガス充填所管理運営業務委託	その他代行	大阪ガスエンジニアリング(株)	9,288,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成27年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
19	し尿収集運搬業務委託	廃棄物処理	大阪府衛生管理 協同組合	4,328,640円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
20	一般廃棄物処理業者団体 への事務委託	その他代行	一般社団法人 大 阪市一般廃棄物 適正処理協会	2,168,822円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
21	東南環境事業センターE SCOサービス事業業務 委託	その他代行	アズビル(株)	1,013,040円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
22	平成27年度 環境教育、 学習の振興等に係る業務 委託	その他代行	(財)大阪市環境事 業協会	38,004,000円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	-
23	平成27年度地域と連携し た低炭素化推進事業業務 委託	その他代行	中外テクノス(株)	11,988,000円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	-
24	廃乾電池・廃蛍光灯管及 び水銀体温計の処理及び 再資源化業務委託	廃棄物処理	野村興産(株)	廃乾電池 82080円 廃蛍光灯 91800円	平成27年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
25	国連環境計画 (UNEP) 国 際環境技術センター (IETC) 連携事業に係る 業務委託	その他代行	(財)地球環境セン ター	19,796,761円	平成27年4月10日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	-
26	中部環境事業センター出 張所 エレベータ設備保 守点検整備業務委託	エレベータ 設備	日本オーチス・エ レベータ(株)	1,550,664円	平成27年4月21日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
27	大阪市地球温暖化対策 実行計画策定支援業務	その他代行	パシフィックコンサ ルトンツ(株)	8,640,000円	平成27年5月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	-

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成27年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
28	環境保全関係業務処理システム機種更新に係るソフトウェア改修業務委託	情報処理	富士通エフ・アイ・ピー(株)	2,527,653円	平成27年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
29	中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託	浄化槽清掃・点検	大阪府衛生管理協同組合	1,919,700円	平成27年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度もと南港工場煙突除染解体撤去工事（その2）監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社協和設計事務所

3 随意契約理由

本事業の目的は、「もと南港工場煙突除染解体撤去工事（その2）」の工事監理を行うものである。

廃棄物焼却処理施設の解体に係る作業は「労働安全衛生規則」に基づき、汚染物除去作業と解体撤去作業の二つの作業で構成される。特に汚染物除去作業はダイオキシン類を周辺に飛散させないための重要な作業であり、施工計画の確認、除染状況の把握、周辺環境測定を行いながら、市民の安全安心を確保することが求められる。また、作業員の健康管理にも配慮する必要がある、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく作業や安全衛生上の指導の実施についても求められる。

もと南港工場の煙突解体撤去工事实施設計は高さ80mの鉄筋コンクリート製の煙突を既存建物が残る狭小空間で解体する極めて困難な内容であり、株式会社協和設計事務所は現場調査を行いながら、設計を完成させた。

工事監理の実施にあたっては、工事施工者が作成した施工計画書、施工手順書、施工図等を精査しなければならず、設計業務で蓄積した情報や技術的知識が必要不可欠である。

このような条件を満たせるのは、設計段階から煙突の状態や汚染状況を把握して設計図書を作成した設計事務所のみであり、他の者では技術的な内容を適切に判断することが不可能である。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課（電話番号 06-6630-3368）

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センター内機器等点検業務委託

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

南港管路輸送施設のローカルドラム等各設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本業務委託については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本業務委託に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3361）

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託

2. 契約の相手方

㈱八鉦製作所

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、地下に埋設された輸送管内に空気の流れを作り、その流れに各家庭から排出されたごみを乗せて、中継センターまで輸送するものである。

施設を構成するローカルドラムや輸送管でのごみの閉塞は、何時発生するか予測が出来ず閉塞の原因も多岐にわたり、閉塞すると各家庭からのごみ収集が出来なくなり、円滑なごみ収集運搬事業に支障をきたすことから、早急な復旧が求められる。

南港管路輸送施設は、富士車輛㈱において独自の技術により一括施工されたものである。

本業務については、南港管路輸送施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本施設を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可のである。この条件を満たすのは本施設を設計・施工した富士車輛㈱であるが、南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業全般の業務については、㈱八鉦製作所に移管されており、本業務を実施出来るのは、㈱八鉦製作所だけである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3361)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度

西南環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度

東北環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株) 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業(株)だけである。

上記理由により川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社日立ビルシステムのみである。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3358)

随意契約理由書

1 委託業務名称

平成 27 年度 面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

自動車騒音の状況については、騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視することが法定受託事務として定められている。

本市では、環境省が自治体配布用に提供している「面的評価支援システム（以下、支援システム）」を基に独自の面的評価システム（以下、面的システム）を構築し、自動車騒音常時監視結果を算出している。

面的システムには、自動車騒音常時監視結果の算出機能とともに、道路構造対策や交通流対策の効果を予測評価する機能を実装しており、市内幹線道路沿道（総延長 442.2km、709 区間）における低騒音舗装等の道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、面的システムに反映させ、騒音レベルを計算させることができるため、本業務は、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価も行うことで自動車騒音における対策計画の効果的な立案等に資することができる。

面的システムは、支援システムと道路構造対策や交通流対策の予測評価機能から構成されている。支援システム、予測評価機能ともに中外テクノス株式会社が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

また、支援システム更新時に、予測評価機能との連動性を確保した面的システムの解析作業が必要であり、その作業については、両システムを開発した同社以外行うことができない。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7942）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度 大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 26 ヲ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの保守管理及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

また、本システムの業務プログラムについても上記業者が独自に開発し、著作権を所有している。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 （電話番号 06-6615-7944）

随意契約理由書

1 案件名称

環境データ処理システム保守管理業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの保守及びシステムエンジニア及びプログラマによるシステム全般の保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業を行った実績がある。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。また、迅速かつ確実な保守管理が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (電話番号 06-6615-7944)

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 契約の相手方

東宝ビル管理株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ情報センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル清掃業務については、平成 11 年 10 月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

当該ビルは、清掃業務について平成 24 年度から 28 年度まで長期的な継続契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局が管理する公衆トイレについても上記業者に委託することとなる。

上記の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、東宝ビル管理株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3254）

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

共同総合サービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシアスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話 6630-3113)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー（株）が請け負った。

本業務は、システムを適切な状態に維持し、安定的な運用を行うことを目的としていることから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

もと環境学習センター別館設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内もと環境学習センター別館における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設（もと環境学習センター別館）は建設局所有の国際陳列館（もと環境学習センター本館）と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、平成 27 年度から指定管理により上記業者が実施を行うことが決定しているため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3264）

随意契約理由書

1 案件名称

粗大ごみ収集申込受付業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

3 随意契約理由

(1) 粗大ごみ収集については、ごみの減量化を推進するため、電話等による申し込み（申告制）を導入し、平成12年10月から全市実施している。申告制については、市内どこからでも同じ電話番号に申し込むことができる粗大ごみ収集申込受付業務を行ってきたところであり、また、受付業務及び収集作業の効率化を図るため、平成17年6月からはコンピューターシステム（粗大ごみ収集受付システム）を導入している。

同社（当時の社名は株式会社NTTダイナミックテレマ）は、平成9年9月からのテスト実施を検討した際、他都市において同業務を行っていた実績があり、また、当時同業務を行っている事業者が他に存在しなかったことから、特名随意契約により委託したのをはじめとして、現在まで本市申込受付業務を行っている。

同社がこれまで蓄積してきた本市粗大ごみ収集受付業務についての経験と知識を活用することにより、輻輳することなく円滑に業務を運営することができ、責任ある作業の遂行を期待することができる。また、粗大ごみ収集受付システムについても、システム上のデータ（狭隘路情報、集合住宅排出場所情報等の地図情報、過去の申し込み履歴、品目情報、収集日程情報）が蓄積・整備されており、引き続き活用することが可能である。

そうしたことから、平成27年4月以降についてもこれまでどおり安定した粗大ごみ収集申込受付業務を行うにあたり、受付業務とシステム運用を一体で行うことができる同社に委託することが経費面や技術的な観点からも有益である。

(2) 仮に、別事業者が受付業務を行う場合、一から受付オペレータ研修を実施する必要があるとともに、その研修や新たなシステムの構築及び機器設置等により経費が別途必要である。さらには、これまで蓄積・整備されてきたデータを業務に支障をきたすことなく円滑に移行するためには、運用に至るまで相当の準備期間が必要となる。

また、粗大ごみ収集受付システムの所有権は同社にあることから、入札による方法を行った場合には、運営費及び本市仕様に合わせたシステムを新たに構築する必要があり、現在よりシステム構築費が高価となる。そうしたことから、現行の受付システムにいける大幅なシステム改編や機器更新のタイミングにより経費が増大する場合には、本市における有益性を鑑みたくえ、一般競争入札を検討することとするが、今年度については、受付システムに支障が生じることがないことから、単年度契約により現システムを継続して利用することが、本市にとって大きな有益性があるため、本業務を特名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3226）

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス㈱

3 随意契約理由

本委託は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものであり、設備の点検整備の監督、電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務、設備の保全・補修計画、事故や非常時における緊急対応など維持管理全般にわたって本市に代わり業務を代行させ、施設を健全な状態で運用できるよう電気機械設備等の各建築設備等を維持することを目的としている。

平成27年度鶴見緑地及び咲くやこの花館ほか6施設の維持保全業務や管理運営等の業務については、公園の所管局である建設局が選定した指定管理者「鶴見緑地スマイル5」により実施される場所であるが、本施設の設備保守点検についてはこの契約に含まれていないことから、当局において別途、個別に設備保守点検業務にかかる委託契約を結ぶ必要がある。

公園内にある各施設の電気供給については公園全体が一体として供給を受けたい個々の施設に分配されるしくみであり、そのため本施設を含む公園内施設の電気設備点検時の停電や故障等の対応についても同様に一体的対処が必要である。

本委託業務の遂行にあたっては、点検整備の監督業務のほか、本施設や公園内の他の施設の運営状況などを考慮しながら各施設の関係者との協議、工程調整等も行う必要がある等、公園全体の設備を一体のものとしてその諸状況を十分把握し調整したうえで適切に実施しなければならない。

上記業者は、鶴見緑地及び咲くやこの花館ほか6施設の維持保全業務等を行う指定管理者の構成員であり、公園内の本施設以外の施設にかかる設備保守を行うことから、本施設の設備保守点検業務を実施できるのは上記業者である。

ゆえに上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター警備業務

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

本委託は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内に建設されている、UNEP国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備、施設異常発生時の緊急対応、夜間・施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為や管理上支障となる行為、事故等を未然に防止し、施設利用者の安全確保を図るものである。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居し（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務しているため、本施設については今後も十分な警備を行う必要がある。

一方建設局所管である公園全体の警備については、従来より公園内の中央監視室において全体の管理を行う方式であり、平成27年度についても上記業者がこの方式により全体警備業務を行うものであるが、本施設の警備についてはこの公園全体の警備業務委託契約には含まれていないことから、当局において別途、個別に警備業務にかかる委託契約を結ぶ必要がある。

本施設を含め公園全体の警備システムは一体のものであり、複数の警備業者が混在する形での実施はできない。また、本施設の警備業務の受託者は、公園全体の状況に係る情報を常に迅速・正確に把握し、当該情報をリアルタイムに連動させた警備とすることで本施設の十分な警備を実施することができるが、これは全体警備の受託者と同一業者でこそ可能なものである。

ゆえに上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称 東南環境事業センター天然ガス充填所管理運営業務委託

2 契約の相手方 大阪ガスエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

天然ガス充填所とは、天然ガスを燃料としているごみ収集車両に、圧縮した天然ガスを充填する燃料補給施設である。主要な設備として、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサーで構成され、大阪ガスエンジニアリング株式会社により設置された施設である。

本案件は、東南環境事業センターに設置した天然ガス充填所設備の法令検査、定期自主検査、定期整備を行うものであるが、定期整備業務については、製造及び保守点検整備に関するデータ等が非公開であり、また充填所施設が正常に機能するための性能保証上、設置業者である大阪ガスエンジニアリング株式会社以外では実施することが出来ない。また、法令検査、定期自主検査についても、大阪ガスエンジニアリング株式会社に一括で任せることにより、点検・整備等を包括的かつ効率的に行うことができ経費節減にも繋がるものである。

上記の理由により、大阪ガスエンジニアリング株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3227）

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立したものである。

し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけであることから、本市のし尿収集運搬業（仮設便所及び多量排出事業所に限る）についても、同協同組合の組合員（28者）に対し許可している。

- (2) 浄化槽清掃汚泥等の本市処理施設への受入れについても、同協同組合に対し本市内で営業している浄化槽清掃業者の代表として、本市施設での受入れを承認しており、浄化槽清掃と類似のし尿収集運搬業務についても同協同組合に委託することにより統一的な取り扱いとすることが望ましい。

- (3) 年々、本市のし尿収集対象家屋は減少の一途にあり、下水道の進捗状況と相俟って年度途中でも地域によっては対象家屋が大幅に減少するおそれがあり、個々の地域毎に業者を選定して業務を委託させることは、各地域の水洗化の進捗状況によっては、業務量の激減によるコスト増の負担を個々の業者に負わせることになりかねないため、同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施を図る。

- (4) 平成4年10月より同協同組合に本業務を委託しているが、作業内容を熟知し、円滑に業務を遂行している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に対して、定例的に焼却工場への搬入券（年 25 回）及び処理手数料の納入通知書（年 12 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、許可業者（平成 27 年 3 月 1 日現在で 308 業者）に交付する事務であり、これを一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）に委託している。

具体的な事務としては、年 25 回、システムで連続印刷された 6,100 枚×3 枚（B4 サイズ 3 枚複写に各 3 枚の搬入券を印字）の搬入券を 1 枚ずつ切り離し、個別の業者ごとに仕分けのうえ配付すること及び年 12 回、業者ごとに印字された納入通知書の配付等を行うものである。

本来、搬入券や納入通知書の交付等は、本市が直接実施すべきものであり、過去には、許可業者数が、昭和 51 年度までは、42+2 団体（大清連・同衛）であったので、本市としては、44 業者へ搬入券の交付等を行ない、団体許可を受けている 2 団体が傘下の業者（約 350 業者）に搬入券や納入通知書の仕分け及び配布を行っていた。

しかし、昭和 52 年度から許可業者の指導を徹底するなどの目的から、団体許可ではなく個別に許可を与え 42+355 業者の合計 397 業者となったことに伴い、日常的な事務として搬入券や納入通知書の配付、仕分け等について、397 業者を対象とすることとなった。

これに伴い本市の事務量が大幅に増加したことから、効果的に事務を進めるため、従来、団体が担っていた搬入券や納入通知書の配付、仕分けについて昭和 56 年度から 397 業者の大半が加入していた一廃協に委託している。

なお現在、一廃協は許可業者の大半が加盟しており、（平成 27 年 3 月 1 日現在 308 業者中 293 業者が加盟）また、搬入券の配付時にあわせて、一廃協としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別業者へ手渡しで配付することが可能であり、効率よく対応できるといった利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を一廃協以外の民間業者へ委託した場合は、一廃協の集会を活用した搬入券の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を用意する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課

（電話番号 06-6630-3265）

随意契約理由書

1 案件名称

東南環境事業センターESCO 事業

2 契約の相手方

アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社

3 随意契約理由

平成 25 年度、東南環境事業センター熱源機器改修にあたり、「自己資金型 ESCO 事業」の提案の公募を行った。

審査の結果、最優秀提案者であったアズビル株式会社と契約を締結して、同社が改修工事等サービスを実施した。

平成 26 年度以降は改修工事等サービスに引き続き運用管理、保守、光熱水費の削減が保障される「省エネルギーサービス」を募集要項に定められたサービス期間である 5 年間実施する。

このサービス・機器は、ESCO 事業提案内容に基づき、アズビル株式会社が独自の技術で構築・製造したものであり、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性がある。また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障等の迅速な緊急対応、また修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保障等について一貫した責任により対応できる事業者は上記事業者のみである。

上記の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、アズビル株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3254)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度環境教育、学習の振興等に係る業務委託

2 契約の相手方

(代表団体) 一般財団法人環境事業協会

(共同団体) 一般社団法人あだーじょ

3 随意契約理由

本業務は、環境教育、学習に関する講座、イベント等の企画、制作、開催運営などであり、これらは啓発事業や環境学習ネットワーク強化に関するノウハウ、環境教育及び学習に関する幅広い知識と経験、専門性及び技術力、事業企画の独自性や創造性を要する。また、地域の環境資源を活かすなどして、各地域において効果的に実施する必要もあることから、本業務は非定型的かつ創造力を要するものである。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとする。

環境局ホームページ上にて企画提案を募集、2月2日に外部の有識者による「環境教育、学習の振興等に係る業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった1団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体を優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3491)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度地域と連携した低炭素化推進事業業務委託

2 契約の相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、低炭素化に関する学習会の支援、電気・ガス等の実績データの分析・見える化等、環境シンポジウム関連業務などであり、これらは地球温暖化対策、市民や事業者による環境配慮行動、国際的な環境政策の動向、さらに環境関連データの統計解析手法に関する幅広い知識と経験、専門性及び技術力、事業企画の独自性や創造性を要する。また、本業務は、鶴見区民の環境配慮への意識に加えて、ライフスタイルの実態をもとに、鶴見区民のライフスタイルの優位性を国内外の他都市と比較検証し、その結果を環境シンポジウム等により効果的に発信する等、他に例の無い新規性かつ創造性を要するものである。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとする。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、3月10日に外部の有識者による「地域と連携した低炭素化推進事業業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった2団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体が最も優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3217)

随意契約理由書

1 案件名称

廃乾電池・廃蛍光灯管及び水銀体温計の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産(株)

3 随意契約理由

乾電池、蛍光灯管及び水銀体温計は、水銀やアルカリ・マンガンなどの有用な金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成13年10月より廃乾電池・廃蛍光灯管等の回収を実施している。

各環境事業センターの受付窓口及び区役所等に設置する回収ボックスに持ち込まれた廃乾電池、廃蛍光灯管及び水銀体温計については、各環境事業センターで回収し、再資源化処理施設に搬入しているが、これらの品目を適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産(株)1社だけである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課 (電話番号06-6630-3259)

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）連携
事業に係る業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

本業務は、本市やUNEP/IETCが行う国際ワークショップ等で、アジア諸国等からの招へい者が、自国の環境分野における課題や戦略等を発表し、また、日本の参加企業との議論や意見交換を通じて、開発途上国へ環境技術やノウハウの移転等を行うとともに、日本企業の海外展開を促進するものであり、非定形的かつ創造力を要する業務であることから、競争入札に適しないと認められる。

このため、本業務の契約にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、平成27年3月18日に外部の有識者による「平成27年度国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）連携事業に係る業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった1団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 （電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1. 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

2. 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3. 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベータ設備は、日本オーチス・エレベータ（株）製であり、昇降機の運転状況を情報センターにおいて常に遠隔監視できる機能を備え、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。また設置業者によってそれぞれ異なる構造、材料及び部品の結合体であるエレベータの保守を行うためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施工責任の一元化の観点から他業者では不可能であるため、上記業者と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境局 中部環境事業センター出張所 （電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地球温暖化対策実行計画改定事業支援業務委託

2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、市域の温室効果ガス排出量の将来推計や削減目標と削減対策・対策指標の設定支援、温室効果ガス算定システムの見直し等であり、これらは地球温暖化対策に係る環境関連データの統計解析手法、温室効果ガス削減のための手法に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性及び技術力、創造性を要することから、本業務は非定型的かつ創造力を要するものである。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用した。

環境局ホームページ上にて企画提案を募集、平成27年3月11日に外部の有識者による「大阪市地球温暖化対策実行計画改定事業支援業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった3団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体を優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3215)

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム機種更新に係るソフトウェア改修業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）が開発・製造したパッケージソフトをベースに、本市向けにカスタマイズして構築されたシステムであり、同社が導入及び設定作業を実施している。また、本システムサーバは庁内ネットワークに接続されており、ソフトウェア改修に際しては、庁内情報端末における動作検証等が必要になる。

そこで、本業務の実施にあたっては、本システムのプログラム構造を熟知し、プログラム製作から一貫した責任と性能についての保障を持つ必要があり、同社は上記を実施できる唯一の業者であることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、し尿収集対象家屋が年々減少している実態に即して、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減するためにも、一括して適正な処理が出来るようにする必要がある。

受入槽・貯留槽等の清掃作業には、し尿等の収集運搬許可業者（28社）での対応が適切かつ迅速であり、また、組合員の中には10t吸引車を所有していない許可業者も多いことから、同組合と契約することにより、複数業者の車両を調整して、一括業務とすることが可能である。よって、中浜流注場受入槽・貯留槽当清掃業務委託について、大阪府衛生管理協同組合と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3238）